

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年鹿屋市規則第270号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「177,950円」を「186,050円」に、「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。